

# 環太平洋産業連関分析学会 学生会員規定

2018年11月3日制定

(目的)

## 第1条

この規定は、学会細則第2条に基づき、学生会員となる者の資格及び入会を認められた学生会員が守るべき事項を定めることを目的とする。

(学生会員の資格)

## 第2条

学生会員の資格は、大学院等に在籍している37歳未満の者で、学生であることを証明する書類とともに入会申込み手続きをした者に対して、資格条件を満たしていることを運営委員会が確認した場合に認める。ただし、学生会員であった者で、博士課程修了後ないし単位取得満期退学後に常勤職を持たない37歳未満の者は、申し出により学生会員として認める。

(学生会員の権利)

## 第3条

学生会員は次の権利を有する

1. 総会議決権
2. 副会長選挙権
3. 和文学会誌への投稿の権利
4. その他、別に定める諸権利

副会長の選出について個人正会員と同様の資格を有する。ただし、副会長の被選挙権は持たない。

(学生会員の義務)

## 第4条

1. 学生会員の年会費は5,000円とする。
2. 学生会員は、年会費を当該年度の3月31日までに納入しなければならない。
3. 学生会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(学生会員の退会)

第5条

学生会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。ただし、当該年度までの未納会費がある場合は、未納会費を納めなければならない。また、4月1日以降新年度に入って退会届を提出する場合には、新年度分の会費を支払わなければならない。

(学生会員の権利制限、及び資格喪失)

第6条

1. 年会費納入の督促を受けた学生会員は、一定の猶予期間後に学生会員としての権利を一時停止する。
2. 学生会員の年会費未納期間が長期にわたる場合、当該学生会員は資格を喪失する。

(学生会員の再入会)

第7条

1. 退会した学生会員は、当該年度の年会費を納入し、運営委員会で認められた場合、改めて入会することができる。
2. 年会費未納により資格を喪失した学生会員は、未納会費を納入し、運営委員会で認められた場合、改めて入会することができる。

(個人情報の取り扱い)

第8条

本会は、提供された会員の個人情報を、学会の運営上必要な目的以外の目的には一切利用しないものとする。また、事務局以外の第三者への提供・開示も行わない。